

でんわユニット機器利用に関する規約

ソフトバンク株式会社

第1章 総 則

第1条（本規約の適用）

1. でんわユニットの交換等に関する規約（以下「本規約」といいます。）は、無線利用型 IP 電話サービス契約約款に基づきソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「おうちのでんわ」（以下「当社サービス」といいます。）を利用することを目的として、当社サービスの会員であって、別記1に定める各接続機器（以下「接続機器」といいます。）を当社から購入した会員に適用されるものとします。
2. 当社は、本規約に関する追加、削除、特約等の条件（以下「特約条件」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。
3. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更又は廃止することがあります。

第2条（定義）

本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。

- (1) 「利用契約」とは、無線利用型 IP 電話サービス契約約款に基づく当社サービスを利用するための契約をいいます。
- (2) 「会員」とは、当社との間で利用契約が成立した当社サービスの利用者をいいます。

第2章 故障、交換等

第3条（故障、交換等）

1. 会員が購入した接続機器が、その保証期間中（機器受取日から1年間）に、正常な使用状態で故障、破損等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、会員に対し、正常に動作する接続機器を提供します。ただし、会員の責めに帰すべき事由、又は火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力に基づき接続機器が故障等により正常に動作しなくなった場合は除きます。
本項に基づき当社が会員に対して正常に動作する接続機器を提供する場合、接続機器が全部滅失して返還が不能な場合を除き、会員は当社が別途定める方法に従い、正常に動作する接続機器を受領したことを当社が確認した日の属する月の翌月 20 日までに、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所に返還するものとします。なお、上記期日までに故障等の生じた接続機器が返還されなかった場合、会員は、それによって生じた当社の損害について損害賠償金を支払うものとします。

2. 会員が購入した接続機器が、故障等により正常に動作しなくなった場合は、接続機器が全部滅失して返還が不能な場合を除き、会員は、別途定める「修理交換料金」を負担することにより、正常に動作する接続機器との交換（以下「有償交換」といいます。）を請求することができるものとします。
この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、正常に動作する接続機器を受領したことを当社が確認した日の属する月の翌月 20 日までに、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所に返還するものとし、上記期日までに故障等の生じた接続機器が返還されなかった場合、会員は、「修理交換料金」に加えて、それによって生じた当社の損害について損害賠償金を支払うものとします。
3. 当社が何らかの理由で接続機器の交換が必要と判断した場合には、当社は、接続機器と同等・類似の機能を備えた他の接続機器に交換することができるものとします。
4. 接続機器の盗難又は紛失が生じた場合については、本条 1 項及び 2 項の適用はありません。
5. 会員が本条の定めに従い故障等の生じた接続機器を当社に返還するにあたっては、当社は、接続機器返還先住所について別途定めるものとし、返還に要する費用は会員の負担とします。
6. 会員が購入した接続機器の故障等に関する当社の責任は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、本条に定める対応を実施することに限るものとします。

第 4 条（接続機器の利用停止）

本規約第 3 条に定める有償交換に際して、当社が送付した交換用の接続機器を受領したにも関わらず、同項に規定する期日までに故障等の生じた接続機器を返却しない場合、当社は、当社が送付した交換用の接続機器の利用を停止することができるものとします。

第 5 条（ファームウェアのバージョンの更新）

ファームウェアのバージョン更新に起因して接続機器が正常に作動しなくなった場合は、第 3 条（故障、交換等）の定めを準用するものとします。

第 3 章 その他

第 6 条（設置場所の提供等）

会員の回線等の終端（回線収容部に收容されるものを除きます。）のある構内（これに準じる区域内を含みます。）または建物内において、当社が提供する各接続機器を設置するために必要な場所は、その会員が提供するものとします。また、当社が提供する各接続機器に必要な電気は、会員が提供するものとします。

第 7 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第 8 条（管轄裁判所）

会員と当社との間で当社サービスに関して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

更新履歴

2023年12月13日制定

別記

1. (接続機器)

項番	各接続機器
1	でんわユニット
2	でんわユニット 1.1